

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第43号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例

(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第25条中「現に在職する職員であつて常時勤務する者」を「次に掲げる職員のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 規則で定める地区に在勤する職員

(2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区的寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員

ア 規則で定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員  
イ アに掲げる職員以外の職員のうち前号の規則で定める地区に居住する職員

第27条の3第2項第1号中「宿日直手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第27条の4第1項中「、第10条、第25条および第25条の2」を「および第10条」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条中「現に在職する職員であつて常時勤務する者」を「次に掲げる職員のいずれかに該当する職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 別に定める地区に在勤する職員
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員
  - ア 別に定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員
  - イ アに掲げる職員以外の職員のうち前号の別に定める地区に居住する職員

第18条第1項中「、第11条」を削る。

(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「、第10条、第25条および第25条の2」を「および第10条」に改める。

附則第10項中「、第11条」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この項および次項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧寒冷地在勤職員 市内の公署に在勤する秋田市職員給与条例の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）であって、常時勤務に服する職員、同法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例附則第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）であるものをいう。

(2) 新寒冷地等在勤等職員 第1条の規定による改正後の秋田市職員給

与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第25条各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員であって、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

（3）特定旧寒冷地在勤職員　旧寒冷地在勤職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

（4）みなし寒冷地手当額　特定旧寒冷地在勤職員につき、基準日（改正後の給与条例第25条に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和11年3月までのものに限る。次項において同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者のこの条例の施行の日の前日以降における世帯等の区分（改正後の給与条例第25条の2第1項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

3　特定旧寒冷地在勤職員に対しては、改正後の給与条例第25条および第25条の2の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額に次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	100分の80
令和8年11月から令和9年3月まで	100分の60
令和9年11月から令和10年3月まで	100分の40
令和10年11月から令和11年3月まで	100分の20

4　秋田市職員給与条例第25条の2第2項および第3項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第2項中「、前項」とあるのは「、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年秋田市条例第43号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第3項」と、同項第1号中「前項」とあるのは「令和7年改正条例附則第3項」と、同条第3項中「前2項」とあるの

は「令和7年改正条例附則第3項および令和7年改正条例附則第4項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「令和7年改正条例附則第3項」と、同項第1号および第2号中「前項各号」とあるのは「令和7年改正条例附則第4項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

5 令和7年11月から令和8年3月まで、同年11月から令和9年3月まで、同年11月から令和10年3月までおよび同年11月から令和11年3月までの各月の初日において、市内の公署に在勤する次に掲げる秋田市公営企業職員の給与に関する条例の適用を受ける職員（第2条の規定による改正後の秋田市公営企業職員の給与に関する条例第11条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。）に対しては、別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

- (1) 常時勤務に服する職員
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員

（規則への委任）

6 附則第2項から附則第4項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。